

2 大気等生活環境の安全性について

Q2-1	県内の放射線量がどのくらいなのか、教えてほしい。
A2-1	<p>県では、大気環境中の空間放射線量を、県内7箇所の空間放射線量率測定機（モニタリングポスト）により連続して測定しています。</p> <p>また、可搬式空間放射線量測定器（サーベイメータ）により、地域振興事務所及び環境研究センターの11箇所で定期的な測定を実施しています。</p> <p>結果については県ホームページに公表していますので、ご確認ください。</p> <p>その他、県内の市町村が実施した空間放射線量率の測定結果についても、各市町村のホームページに掲載されておりますので、ご覧ください。</p>
県庁 HP 該当 ページ	<p>○ モニタリングポストによる空間放射線量の測定について https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/h23touhoku/houshasen/monitar ingpost.html</p> <p>○ 可搬式空間放射線量測定器等による空間放射線量測定結果 https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/h23touhoku/houshasen/kahanshiki.html</p>
Q2-2	県や市で、測定器の貸し出しはしているのか。
A2-2	<p>県内各地の空間放射線量率を把握するため、可搬式の空間放射線量測定器（サーベイメータ）を、各地域振興事務所へ配備しております。</p> <p>各事務所では、毎月1回定点測定を行うとともに、市町村へのサーベイメータの貸し出しも行っておりますが、個人や団体への貸し出しは行っておりません。</p> <p>なお、市町村による貸し出しについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。</p>
県庁 HP 該当 ページ	<p>○ 県が各地域振興事務所等で実施した空間放射線量の定点測定結果（平成23年7月から継続） https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/press/2011/23teiten-midasi.html</p>

2 大気等生活環境の安全性について

Q2-3	<p>土壌を測定したいがどうしたらよいか。</p>
A2-3	<p>土壌から放射される放射線の状況については、地表近くの放射線量で確認できます。個人が所有している土地の放射線量をご心配な方は、お住まいの市町村で放射線量の測定器を貸し出ししている場合もありますので、市町村にご相談ください。</p> <p>また、有料となりますが、民間の検査機関で検査することもできます。</p> <p>《主な検査機関》</p> <p>(一財) 千葉県薬剤師会検査センター 043-242-5940 千葉県中央区中央港 1-12-1 受付時間 9:00~17:00</p> <p>(一財) 千葉県環境財団 043-246-2078 千葉県中央区中央港 1-11-1 受付時間 9:00~17:00</p> <p>(公財) 日本分析センター 043-423-5325 千葉県稲毛区山王町 295-3 受付時間 9:00~17:30</p>
県庁 HP 該当 ページ	○

Q2-4	<p>河川や海のホットスポットに対し、県はどのように対応していくのか。</p>
A2-4	<p>事故で飛散した放射性物質は、水の流れにより、側溝などから河川、そして海へと移動し、河川や海の底に堆積する可能性があることから、国では、平成 23 年度から総合モニタリング計画を策定し、河川や湖沼などについて、平成 24 年度からは、東京湾についてもモニタリングを実施しております。</p> <p>また、本県においても、独自に放射性物質の状況をより詳細に把握するため、手賀沼・印旛沼流域及び東京湾における水質・底質のモニタリング調査を実施しております。</p> <p>これまでの結果、水質では、放射性セシウムはすべての地点で検出されておらず、底質からは、放射性セシウムが検出されていますが、底質の放射性物質は水底にあり、水で放射線が遮蔽されることから、生活圏への影響については、極めて少ないと考えています。</p> <p>今後も定期的に調査を実施し、放射性物質の状況を監視してまいります。</p>
県庁 HP 該当 ページ	○ 海水、砂浜、河川等に係る放射性物質調査について https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/h23touhoku/kaisui/index.html